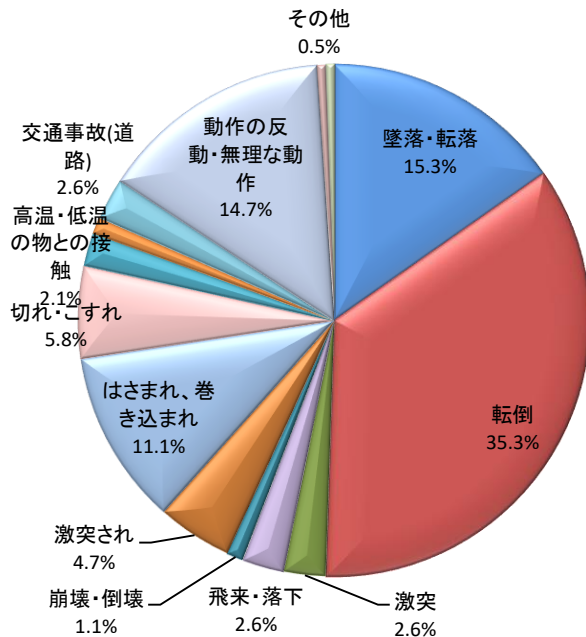




令和5年の労働災害発生状況

業種	発生年	令和5年9月末（コロナ除く）			
		令和4年 全期	死傷(死亡)	前年 同期比	増減率
全産業		313(1)	190(3)	-19	-9.1%
製造業		70	53(1)	+8	17.8%
鉱業		2	0	-2	-100.0%
建設業		43(1)	15	-20	-57.1%
土木工事業		19	7	-8	-53.3%
建築工事業		18	4	-11	-73.3%
その他建設業		6	4	-1	-20.0%
陸上貨物運送事業		44	29	-3	-9.4%
林業		4	4(1)	+1	33.3%
商業		46	36(1)	+5	16.1%
接客娯楽業		16	12	+4	50.0%
保健衛生業		41	19	-10	-34.5%
医療業		5	2	-2	-50.0%
社会福祉施設		36	17	-8	-32.0%

【災害の傾向（事故の型別）】



【令和5年1月～9月】

令和5年9月末時点で、死亡災害が**3件**発生しております。については、労働災害防止の取組強化に努めていただき、再び「死亡災害ゼロ」を当たり前にするため、そして「労働災害ゼロ」に向けて、取組の推進をお願いいたします。

～「SafeworK向上宣言」の積極的な登録活用を～

宮城労働局では事業主の安全衛生に関わる意思を企業内外に表明することを目的として「SafeworK向上宣言」を創設し、取り組みを推進してきました。

その結果、令和5年3月末で宮城労働局管内では延べ514事業場、古川署管内では48事業場からの宣言が登録されました。今年3月末で一旦登録申請は停止しましたが、今般、第14次労働災害防止計画がスタートしたことに伴い、これまでの宣言事業場登録を活かしつつ、第14次防労働災害防止計画の目標達成に資する新たな「SafeworK向上宣言」を実施して、事業場等における労働災害防止はもとより、労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向けた取組を更に促進することとしました。

この新たな「SafeworK向上宣言」に積極的な登録をしていただきますようお願いいたします。

なお、既に同宣言を登録していただいている事業場におかれましても、新たな「SafeworK向上宣言」を実施していただき、改めて宮城労働局HPへの登録更新していただきますようお願いいたします。

登録申請はこちら→



様式1
宣言日 令和〇年〇月〇日

記載例

事業場名
安全衛生 株式会社

SafeworK 向上宣言

◆ 私たちは安全で快適な職場を築くため、宣言します

私は、事業主として、安全は、会社経営の基盤であることから、労働者が安心して働くことのできる職場づくりを進めます。

- 1 作業打合せを確実にまいります。
- 2 作業手順書を作成し、安全作業を行います。
- 3 不具合があれば、機械は必ず停止して対応させます。

私たちが労働者は、事業主の宣言に基づき、不安全行動を行わない作業を進めます。

- 1 作業打合せに参加し安全作業を確認します。
- 2 作業手順書を確認し、これを順守して作業を行います。

宮城労働局・各労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

最低賃金必ずチェック！

宮城県の最低賃金は、本年10月1日より、時間額923円と40円引き上げられました。最低賃金制度は、年齢やパート・学生アルバイトなどの働きかたの違いにかかわらず、働くすべての人に適用されます。雇う上でも、働く上でも、最低限のルールですので使用者も労働者も必ず確認をお願いします。

また、これに伴い事業場内最低賃金の引き上げにあたり設備投資等を行った事業場に支給される「業務改善助成金」の要件も改正されています。

詳しくは右のリンクから確認してください。

時間額 **923** 円
令和5年10月1日から！



足場からの墜落防止措置が強化されます

<①一側足場の使用範囲の明確化（R6.4.1から施行）>

幅が1m以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要となります。

<②足場の点検時の点検者の指名が必要（R5.10.1から施行）>

事業所及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

<③点検者の氏名の記録・保存が必要（R5.10.1から施行）>

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

トラックでの荷役作業時の安全対策が強化されます

トラックでの荷役作業においては、荷台からの墜落・転落、テールゲートリフターによるはさまれ、荷台上での転倒が多発しています。これらの防止するため、労働安全衛生規則が改正され、安全対策が強化されます。

- ★ 昇降設備の設置、保護帽着用義務の拡大（最大積載量2t以上へ）
- ★ テールゲートリフターの使用には特別教育が必要（R6.2.1から施行）
- ★ テールゲートリフター操作時の原動機停止事務の適用除外



石綿事前調査は「建築物石綿含有建材調査者」が行う必要があります～10/1施行～

建築物又は工作物の解体や改修工事を行う場合には、規模に関わらず、石綿含有の有無について事前調査を行う必要があります。

また、事前調査の結果について、一定の規模（解体工事は床面積の合計が80㎡以上、改修工事は請負金額税込100万円以上）に該当する場合は、事前調査結果のシステム報告が必要となります。

本年10月1日より、この事前調査者は、建築物石綿含有建材調査者の講習を修了した者など、一定の資格を有する者に行わせなければならないとされていますので、ご留意ください。